

介護サービスを上手に利用しましょう

介護サービスには、常時介護が必要な方を対象とした「介護給付サービス」と、要介護状態となるおそれのある方を対象とした「予防給付サービス」があります。「介護給付サービス」には、訪問介護等のように自宅で生活しながら利用する居宅サービスと、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所して利用する施設サービスがあります。また、「予防給付サービス」は、施設サービスを除き、介護給付サービスとほぼ同じ種類のサービスとなります。サービス内容の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

サービス費用の1割を利用者が負担します

介護サービスを利用した場合、原則としてそのサービスにかかった費用の1割が利用者の自己負担となります。在宅でサービスを利用する場合は、介護度別の利用限度額(右の表1)があり、この額を超えたサービスの利用料は、全額、自己負担となります。

利用者負担額の軽減制度があります

■居宅サービス利用料の助成

介護保険料の所得段階が第1段階の方(生活保護受給中の方を除く)は、在宅サービス利用料の一部が払い戻されます。

■介護保険施設の入所費用の減額

世帯全員が住民税非課税の場合は、介護保険施設に入所される方の食事代や部屋代が減額されます。

■介護サービス利用料の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯全体の年間収入額および預貯金額が基準以下(右の表2)の方は、特定の事業者が行うサービスの利用料等が減額されます。ただし、介護保険料を滞納されている方などは対象になりません。

福祉用具購入費等を支給します

■福祉用具購入費の支給

要介護(要支援)認定を受けた方が、介護保険指定を受けた「特定福祉用具販売事業者」から福祉用具を購入した場合は、区に申請すると購入費の9割(支給限度額9万円)が払い戻されます。区から販売業者に購入費の9割分を直接支払う方法もありますので、購入前にご相談ください。

【対象となる福祉用具】腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

■住宅改修費の支給

要介護(要支援)認定を受けた方が住宅改修

【問合せ】介護保険課給付担当

☎5608-6149

を行う場合は、工事前に区へ申請すると改修費の9割(支給限度額18万円)が払い戻されます。区から工事事業者に改修費の9割分を直接支払う方法もありますので、事前にご相談ください。

【対象となる住宅改修】手すりの取付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等に伴う床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え

■介護度別の利用限度額(表1)

	在宅サービス限度額の目安 (1か月間)
要支援1	5万3900円
要支援2	11万2800円
要介護1	17万9900円
要介護2	21万1400円
要介護3	29万200円
要介護4	33万2000円
要介護5	38万8800円

①在宅サービス限度額は、利用するサービスの種類によって変わります。

■年間収入額および預貯金額の基準(表2)

世帯人数	年間収入額	預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

②以下、世帯人数が1人増えるごとに、収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。

お近くの「高齢者支援総合センター」と「高齢者みまもり相談室」をご利用ください

「高齢者支援総合センター」と「高齢者みまもり相談室」は、相互に連携をとりながら介護・福祉をはじめ、地域での高齢者の生活を支援する総合相談窓口です。お気軽にご利用ください。

■高齢者支援総合センター

高齢者支援総合センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための身近な福祉相談窓口です。介護保険や福祉サー

ビスの申請のほか、本人やその家族、近隣の方からの困りごとや悩みごとに対して総合的に対応しています。また、虐待などの通報は、電話で24時間受け付けています。

■高齢者みまもり相談室

認知症や閉じこもりなどにより地域の中で孤立するおそれのある一人暮らし高齢者などに関する相談を受ける窓口です。民生委員をはじめ町会・自治会、介護事業者などと連携

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談担当

☎5608-6170

して見守りネットワークを構築し、地域で安心して生活できるよう支援しています。



高齢者のための相談窓口のマーク

■高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室一覧

担当地域	高齢者支援総合センター	高齢者みまもり相談室
八広、東墨田	はなみずき高齢者支援総合センター 八広3-22-14 ☎3610-6541	はなみずき高齢者みまもり相談室 八広3-22-14 ☎3614-1465
文花、立花	たちばな高齢者支援総合センター 立花3-2-9 ☎3617-6511	文花高齢者みまもり相談室 文花1-32-1-101 ☎3614-6511
向島、押上	こうめ高齢者支援総合センター 向島3-36-7 ☎3625-6541	こうめ高齢者みまもり相談室 向島3-36-7 ☎5619-6511
錦糸、太平、横川、業平	なりひら高齢者支援総合センター 業平5-6-2 ☎5819-0541	開設準備中
堤通、墨田、東向島四丁目	うめわか高齢者支援総合センター 墨田1-4-4 ☎5630-6541	うめわか高齢者みまもり相談室 墨田1-4-4 ☎5630-6511
横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋	同愛高齢者支援総合センター 横網2-1-11 ☎3624-6541	同愛高齢者みまもり相談室 横網2-1-11 ☎3625-6421
東向島、京島	むこうじま高齢者支援総合センター 東向島2-36-11 ☎3618-6541	むこうじま高齢者みまもり相談室 東向島2-36-11 ☎6657-2731
両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋	みどり高齢者支援総合センター 緑2-5-12 ☎5625-6541	みどり高齢者みまもり相談室 緑2-5-12 ☎5625-6551